

第4・5学年学生

専攻科生 諸君

学生主事

高等教育の修学支援新制度（家計急変）について

高等教育の修学支援新制度と同様に日本学生支援機構給付奨学金と授業料減免等を受けることができる制度ですが、家計の経済状況に関する審査基準について、通常高等教育の修学支援新制度と異なります。家計の経済状況について、(5)家計急変の事由（**新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合は事由Dに含まれます。**）に該当し、証明書類を提出でき、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認されれば、**支援対象（年間通じて随時）**となります。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生，専攻科生

次のいずれかに該当すること



- ・ 前期までの在学中中のGPA等が、在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

(5) 家計急変の事由 (事由発生後3カ月以内に申し込み) 注1

事由	証明書類
A. 生計維持者の一方 (又は両方) が死亡	下記のいずれか ・ 戸籍謄本 (抄本) ・ 住民票 (死亡日記載)
B. 生計維持者の一方 (又は両方) が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	・ 医師による診断書 及び ・ 雇用主による病気休職に係る証明書
C. 生計維持者の一方 (又は両方) が失職 (非自発的失業 ^{注2} の場合に限る。)	・ 雇用保険受給資格者証 (第1面・第3面・第4面) ・ 雇用保険受給資格証明書を提出できない場合は、理由を記載する所定の様式を以下QRコードに掲載しています。 【家計急変採用一給付奨学金 (返還不要) の申込み方法】 
D. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、①②のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方 (又は両方) が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ 罹災証明書 ・ 新型コロナウイルス感染症に係る影響による証明書類 等の詳細は、以下QRコードを確認してください。 【新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援】 
E. 本人が父母等による暴力から避難するために「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める ^{注3} 施設等へ入所等することとなった	・ 公的機関による保護証明書 (「証明書様式」による)

※次の事由については、被災した場合 (D) に該当する場合を除き、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

- ・ 生計維持者の離婚又は失踪
- ・ 定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ・ 雇用保険に加入していない生計維持者 (会社経営者等) の離職

注1. 収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

注2. 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票 (又は雇用保険受給資格者証) において、下表の離職理由コードに該当する場合になります。

【下表】

離職理由コード	
1A (11)	解雇 (3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)
1B (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇 (期間の定めのある雇用契約 (1年未満) を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき)
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者 (その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合)
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間12カ月以上)
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間12カ月未満)

注3. 「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等の対象となるのは以下に該当する場合があります。

- ①児童福祉法（昭和22 年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ②売春防止法（昭和31 年法律第118号）第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36 条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

※なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得ます。また、本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得ます。

◎制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・家計急変採用一給付奨学金(返還不要)



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

以上